北尾自治会防災計画

平成４年７月１８日策定
平成８年３月２６日改正

１　目的

この計画は北尾自治会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他災害による被害の発生およびその拡大を防止することを目的とする。

２　防災組織の編成および任務分担

部長 ― 副部長
- 情報班隊長 ――隊員
  - 防災関係機関からの情報、地域内の被災情報の収集等を行い地域住民や防災関係機関への伝達を行う。
  - 災害により住民に危険が及んだりその恐れがある場合に避難活動を行う。
- 消火班隊長 ――隊員
  - 出火防止と火災発生による被害の増大を防止するための住民への啓もう活動や初期消火活動を行う。
  - 負傷者の救出、救護のため防災関係機関への救出活動の要請や医療機関や応急救護所への負傷者の搬送を行う。
- 給食班隊長 ――隊員
  - 電気、ガス、水道、食料などの生活物資が絶たれないよう地域住民の生活を援助する。

３　防災知識の普及

ア　災害についての基礎知識
イ　地域の災害危険か所
ウ　各家庭での防災上の留意点
エ　その他防災に関すること

上記の内容について、市から配付されたパンフレット等を活用し、研修会などを開いて行う。また、市などが行う講演会等には、できるかぎり参加する。

４　防災訓練の実施

訓練内容は次のとおりとし、年に１回以上行う。防災週間中に行うことを原則とする。また、その他の時にも必要に応じ随時行う。

・情報伝達訓練
・消火訓練
・救出救護訓練
・避難訓練
・炊き出し訓練

５　情報の連絡

情報班は、各防災関係機関・報道機関等から正しい災害情報を収集し、必要に応じ地域住民に伝達する。また、地域の被災状況等を調査し大府市災害対策本部へ連絡する。

６　避難対策

市長からの避難勧告のあったとき、または委員長が必要であると認めたとき委員長は情報班に避難誘導の指示をする。特に高齢者や小さい子供のいる家庭は早めに行うものとする。なお、避難に際しては、防災マップ等で表示の危険か所を避けて通るようにする。

・避難所　神田小学校または神田公民館

７　出火防止および初期消火

⑴　出火防止

毎月第１日曜日を「防災の日」として、各家庭において主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア　火気使用設備器具の整備およびそのまわりの整理
イ　石油・プロパンガスなど危険物の保管状況
ウ　消化器・三角バケツなど消火資機材の整備状況
エ　その他建物等の危険か所の状況

⑵　初期消火対策

地域内で出火した場合、街頭消火器、消火栓ボックス内の消火器具、各家庭にある消火器、バケツ等を利用して迅速に初期消火活動を行う。

8　救出・救護対策

消火班は、災害により負傷者が発生した場合、まず安全な場所に連れ出し、状況に応じた応急手当を行う。医師の手当が必要なときには、次の医療機関または応急救護所へ連絡をとりながら搬送する。なお、消火班による救出が困難と判断されたときには、ただちに消防署または大府市災害対策本部に出動を要請する。

・　久野内科医院（電話４８ー４０６１）
・

9　給食・給水対策

給食班は、市から提供された食料や地域内にある家庭・商店などから提供された食料を配分するとともに、炊き出しによる給食を行う。

給水については、市からの水および井戸水提供の家からの水を配分する。さらに必要に応じて神田小学校のプールの水をろ水機でろ過して使用する。

10　防災資機材の整備・点検

北尾自治会の資機材倉庫内の資機材については、６月と１２月の第１日曜日に定期的に点検するものとする。